

「成人の刑事事件の管轄の移管等」についての参照条文

少年法

(公訴の提起)

第37条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。

- 一 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)の罪
- 二 未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)の罪
- 三 労働基準法(昭和22年法律第49号)第56条又は第63条に関する第118条の罪、18歳に満たない者についての第32条又は第61条、第62条若しくは第72条に関する第119条第1号の罪及び第57条から第59条まで又は第64条に関する第120条第1号の罪(これらの罪に関する第121条の規定による事業主の罪を含む。)

四 児童福祉法第60条及び第62条第5号の罪

五 学校教育法(昭和22年法律第26号)第144条及び第145条の罪

2 前項に掲げる罪とその他の罪が刑法(明治40年法律第45号)第54条第1項に規定する関係にある事件については、前項に掲げる罪の刑をもつて処断すべきときに限り、前項の規定を適用する。

(事件の通告)

第38条 家庭裁判所は、少年に対する保護事件の調査又は審判により、前条に掲げる事件を発見したときは、これを検察官又は司法警察員に通知しなければならない。

裁判所法

第31条の3(裁判権その他の権限) 家庭裁判所は、次の権限を有する。

- 一 家事審判法(昭和22年法律第152号)で定める家庭に関する事件の審判及び調停
- 二 人事訴訟法(平成15年法律第109号)で定める人事訴訟の第一審の裁判
- 三 少年法(昭和23年法律第168号)で定める少年の保護事件の審判
- 四 少年法第37条第1項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判

家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

刑事訴訟法

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。